

【申請要項】を御確認ください

令和6年度 鹿屋市町内会活性化支援事業交付金について

1 対象事業・交付金額

○地域の課題等を解決し、地域の活力を推進する町内会活動等に関する事業を対象とします。ただし、次に掲げる事業は対象外です。

- ① 営利行為、宗教活動及び政治活動に関する事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 法令に違反する事業

○下記表のとおりとし、1町内会につき上限3事業まで申請が可能です。

区分	事業	補助率・上限額
A 課題解決により地域の活力を推進する事業		
A-1	子ども食堂の開設	上限7万円 1事業 申請可能
A-2	有償ボランティアの設立	
A-3	デジタルを活用した情報発信	
A-4	高齢者等の粗大ごみ回収	
A-5	地域の危険箇所の解消（防災）	
A-6	在住外国人との交流を図る活動	
B 地域の融和を図る交流促進事業		
	・スポーツ・文化推進事業 ・世代間交流事業 ・地域の環境保全・美化事業	上限4万円 2事業まで 申請可能

※対象事業の事業内容等については、【申請要項】に詳しく記載していますので、必ず御確認ください。

2 対象経費・申請方法等

同封した【申請要項】に詳しく記載しています。必ず御確認の上、申請してください。

（申請期間：令和6年4月1日（月）～5月31日（金）※原則）

【問合せ・提出先】

本 庁	地域活力推進課	（電話）45-6930
吾平総合支所	住民サービス課	（電話）58-7231
輝北総合支所	住民サービス課	（電話）486-1111
串良総合支所	住民サービス課	（電話）63-3112

裏もあります。

令和5年度で特に多かった注意事項

- 委託料、賃借料、報償費については、**総事業費の2分の1**までしか対象経費にはなりません。
- 商品券などの**金券は対象外**です。ただし、図書カードに限っては未成年向けの景品としては認められます。
- **アルコール類（ノンアルコールビール等を含む）は、消耗品としても景品としても認められません。**
- あくまで該当事業に係る経費になります。通常の事務的経費等は対象になりません。毎月定期的な電話代、インターネット代等は対象外です。また、切手代なども町内会の運営経費となりますので対象外です。
- 刈払機用等のガソリン代は対象になりますが、車のガソリン代については、明確にこの事業に使用した分ということが分からない限り対象外になります。
- **敬老会については、世代間交流事業になります。子どもたちの参加が必ず必要です。**
- グラウンド・ゴルフ大会については、世代間交流事業を推奨していますが、子どもの参加が難しい場合、スポーツ・文化推進事業で申請してください。
- 写真は必ず必要です。また、世代間交流事業については、**子どもたちが参加したことが分かる写真が必要**です。
- 報償費については、**受け取った方の領収書が必要**です。ステージ発表等を行った団体へのいわゆる「御花」「御気持ち」については、対象外となります。
- 町内会が主催する事業が対象で、町内会が支出した経費が対象です。自治会単位で実施しても町内会が支出しないといけないので**領収書の宛名は町内会名**となります。
- **事業着手は、交付決定日以降**になります。事前に支払いがあった場合は、事業そのものが対象にならない場合があります。支払いがない準備等は構いません。
- 補助金でのポイント獲得は認められていません。ポイントカード等は使用しないようにしてください。